



令和 6 年 2 月 21 日  
海上保安庁

## 令和 5 年の海洋汚染の現状（確定値） ～2 年連続汚染確認件数が減少～

海上保安庁が令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の件数は、397 件（前年 468 件）でした。

- ・ 油による海洋汚染は、259 件（前年 299 件）  
油排出の主な原因は、作業中の取扱不注意、船舶海難、機械の破損
- ・ 廃棄物による海洋汚染は、129 件（前年 148 件）  
一般市民や漁業関係者による不法投棄

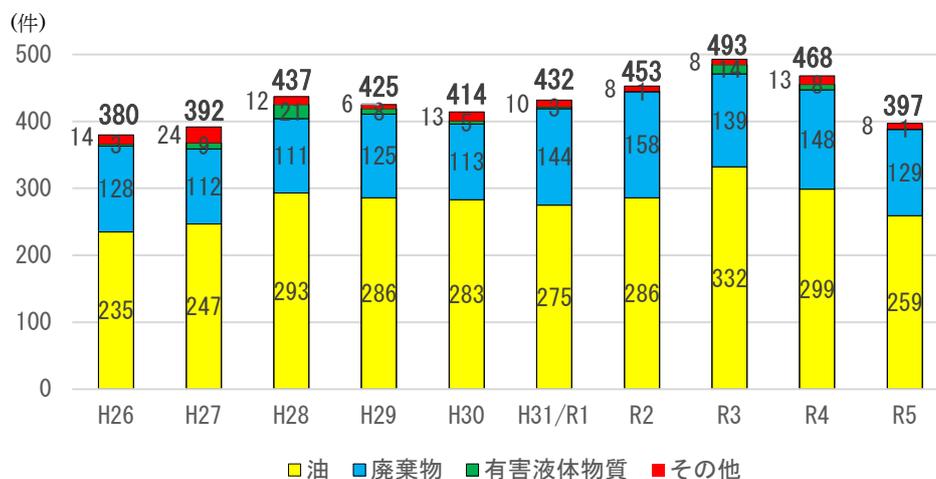
### 【油による海洋汚染】

- ・ 259 件（前年比 40 件減）のうち、船舶からの排出が 146 件で、船舶の船種別では漁船が最も多く、次いでプレジャーボート、貨物船、作業船、タンカーの順
- ・ 船舶における最多の排出原因は、作業中の取扱不注意（誤ったバルブ操作、不適切なタンク計測など 60 件）

### 【廃棄物による海洋汚染】

- ・ 129 件（前年比 19 件減少）のうち、一般市民による家庭ごみ等の不法投棄が 86 件、漁業関係者による漁業活動で発生する「残さ」等の不法投棄が 36 件

海洋汚染確認件数の推移



※詳細は、「別添」及び「海洋汚染の現状（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）」をご参照下さい。

○ 全体の傾向

397 件（前年 468 件）

（前年比 71 件減少、今年を含む直近 10 年の平均 429 件）

海洋汚染物質別

油 259 件（65%、前年 299 件）

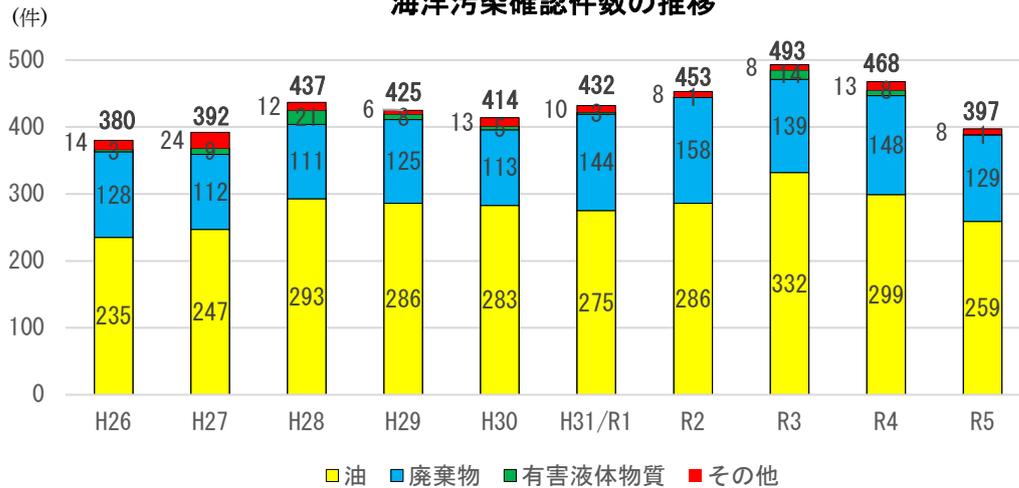
廃棄物 129 件（32%、前年 148 件）

有害液体物質 1 件（0.3%、前年 8 件）

その他 8 件（2%、前年 13 件）

※本資料の構成比は原則小数点以下第 1 位を四捨五入し表記しているため、合計が 100%にならない場合があります。

海洋汚染確認件数の推移



○ 油による海洋汚染

259 件（前年 299 件）

<船舶からの油排出による海洋汚染>

油による海洋汚染のうち、船舶からの油排出による海洋汚染は、

146 件（56%）

1 船種別

漁船からの排出が最多で、次いで

プレジャーボート

漁船 43 件（29%）

プレジャーボート 26 件（18%）

作業船 22 件（15%）

貨物船 15 件（10%）

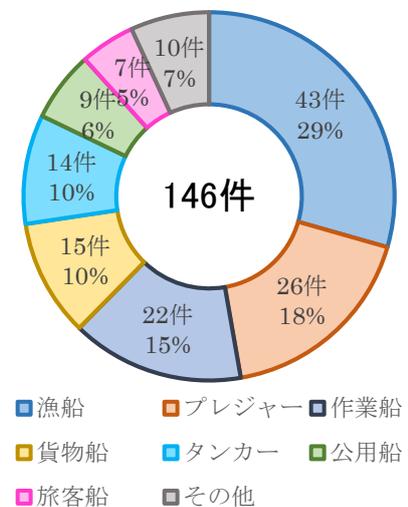
タンカー 14 件（10%）

公用船 9 件（6%）

旅客船 7 件（5%）

その他 10 件（7%）

船舶からの油による海洋汚染（船種別）



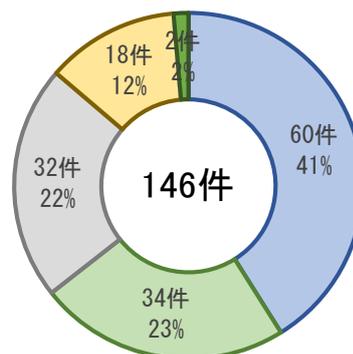
## 2 排出原因別

取扱不注意が最多で、次いで

### 船舶海難

取扱不注意	60件 (41%)
船舶海難	34件 (23%)
破損	32件 (22%)
故意	18件 (12%)
その他	2件 (2%)

## 船舶からの油排出による海洋汚染 (排出原因別)



■取扱不注意 ■海難 ■破損 ■故意 ■不明

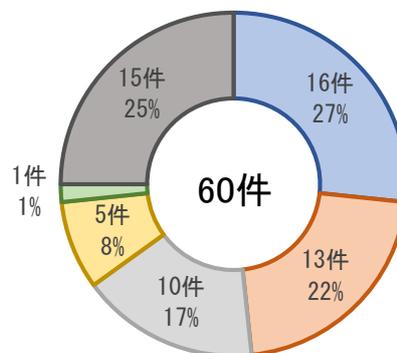
[取扱不注意による油排出の原因作業]

バルブ操作不適切が最多で、次いでポン

### プ操作不適切

バルブ操作不適切	16件 (27%)
ポンプ操作不適切	13件 (22%)
タンク計測不適切	10件 (17%)
関連機器点検整備不適切	5件 (8%)
連絡不十分	1件 (1%)
その他	15件 (25%)

## 取扱不注意による油排出 (原因作業別)



■バルブ操作不適切  
■ポンプ操作不適切  
■タンク計測不適切  
■関連機器点検整備不適切

## ○ 廃棄物による海洋汚染

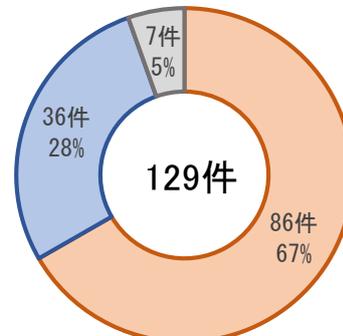
129件 (前年 148件)

一般市民によるもの 86件  
漁業関係者によるもの 36件

### ※ 廃棄物の内容

一般市民 : 「家庭ごみ」や「採捕した魚や貝を加工した残さ」  
漁業関係者 : 漁業活動で発生した残さ  
不要となった船舶  
事業者 : 木材等の焼却灰  
事業活動で生じた産業廃棄物

## 廃棄物排出による海洋汚染 (排出原因者別)



■一般市民 ■漁業関係者 ■事業者

○ 海上保安庁の今後の取組

令和 5 年の海洋汚染の現状を踏まえ、次の活動を継続します。

**1 油及び有害液体物質による海洋汚染への対応**

海事・漁業関係者等に対して海洋環境保全講習会の開催や、訪船・訪問を行い、排出防止等に関する指導を実施

**2 廃棄物による海洋汚染への対応**

海洋環境保全教室、訪船・訪問指導、漂着ごみ分類調査等を通じ、主に漁業関係者、若年層を含む一般市民に対し、不法投棄防止の呼びかけをはじめ、廃棄物や海洋プラスチックごみ等が海洋環境に与える影響などについて啓発活動を実施



事業所への訪問指導



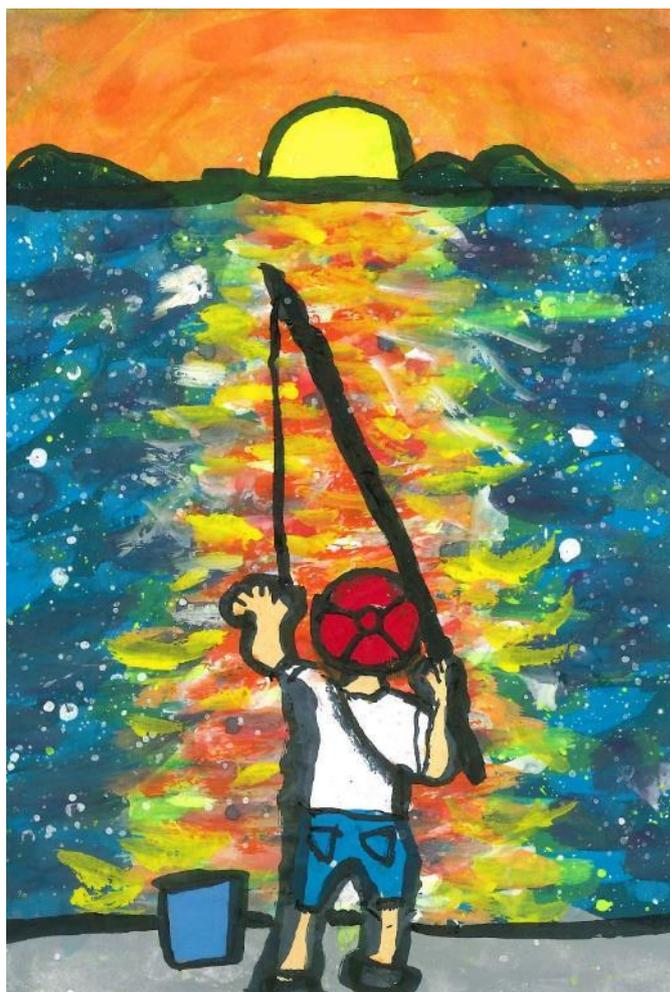
訪船指導



漂着ごみ分類調査



若年層に対する海洋環境保全教室



# 海洋汚染の現状

(令和5年1月～令和5年12月)



海上保安庁 警備救難部 環境防災課

## 目 次

はじめに	1
------	---

### I 海洋汚染の確認状況

1 海洋汚染確認件数の推移	2
2 海域別海洋汚染確認件数	3
3 油による海洋汚染	5
4 有害液体物質による海洋汚染	12
5 廃棄物による海洋汚染	12
6 外国船舶による海洋汚染	14

II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況	15
-------------------------	----

まとめ	19
-----	----

### ★資料編

資料 1	物質別海洋汚染確認件数（今年を含む直近 10 年分）	資-1
資料 2	海域別海洋汚染確認件数（今年を含む直近 5 年分）	資-2
資料 3	排出源別海洋汚染確認件数（今年を含む直近 5 年分）	資-3
資料 4	原因別海洋汚染（排出源不明のものを除く。）確認件数 （今年を含む直近 5 年分）	資-4
資料 5-1	船舶からの油排出による海洋汚染 排出原因及び船種別	資-5-1
資料 5-2	船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意） 作業内容及び船種別	資-5-2
資料 5-3	船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意） 取扱不注意の原因及び船種別	資-5-3
資料 5-4	船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意） 取扱不注意の原因及び作業内容	資-5-4
資料 6	外国船舶による海洋汚染（今年を含む直近 5 年分）	資-6



表紙写真：第 24 回

「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」

特別賞（国土交通大臣賞）受賞作品

小学生低学年の部（小 3）

堀池 勇輝（ほりいけ ゆうき）さんの作品

## はじめに



小学校と連携した海浜清掃（新潟県）

四面を海に囲まれた我が国は、「海」から多くの恩恵を受け、「海」とともに豊かに発展を遂げてきました。海上保安庁は、昭和 23 年の創設以来、この豊かな海を後世まで引き継ぐとともに、国民の皆さまが安全・安心に暮らすことができるよう、「正義仁愛」の精神のもと、領海警備、海洋の秩序維持、海難救助、海上防災、海洋環境の保全、海洋調査、海上交通の安全確保等に従事しています。

海上保安庁では、私たちの共通の財産である海を美しく保つため、巡視船艇・航空機等による監視、緊急通報用電話番号「118 番」への通報を基にした調査、取締り等から、海洋汚染の発生状況等の把握に努めています。

海洋汚染は、大半が故意や取扱不注意による人為的な要因により発生していることから、海洋汚染を防止し、海洋環境を保全するため、国民の皆様の意識を高めていただくことを目的として、ボランティアや地方公共団体とも連携し、「未来に残そう青い海」をスローガンに、全国各地で海洋環境保全に関する指導・啓発活動を実施しています。

本紙において、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に発生した海洋汚染の現状及び海洋環境保全活動を取りまとめましたので、皆様の海洋環境保全に対する理解が深まれば幸いです。



漂着ごみ分類調査（山形県）



海浜清掃（宮崎県）

# I 海洋汚染の確認状況

## 1 海洋汚染確認件数の推移（資料1 参照）

海上保安庁が令和5年1月1日から12月31日までの間（以下「令和5年」という。）に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の件数（以下「海洋汚染確認件数」という。）は、397件でした。

令和5年の海洋汚染確認件数は、令和4年（以下「前年」という。）の468件に比べ71件減少しています（今年を含む直近10年の平均件数429件）。

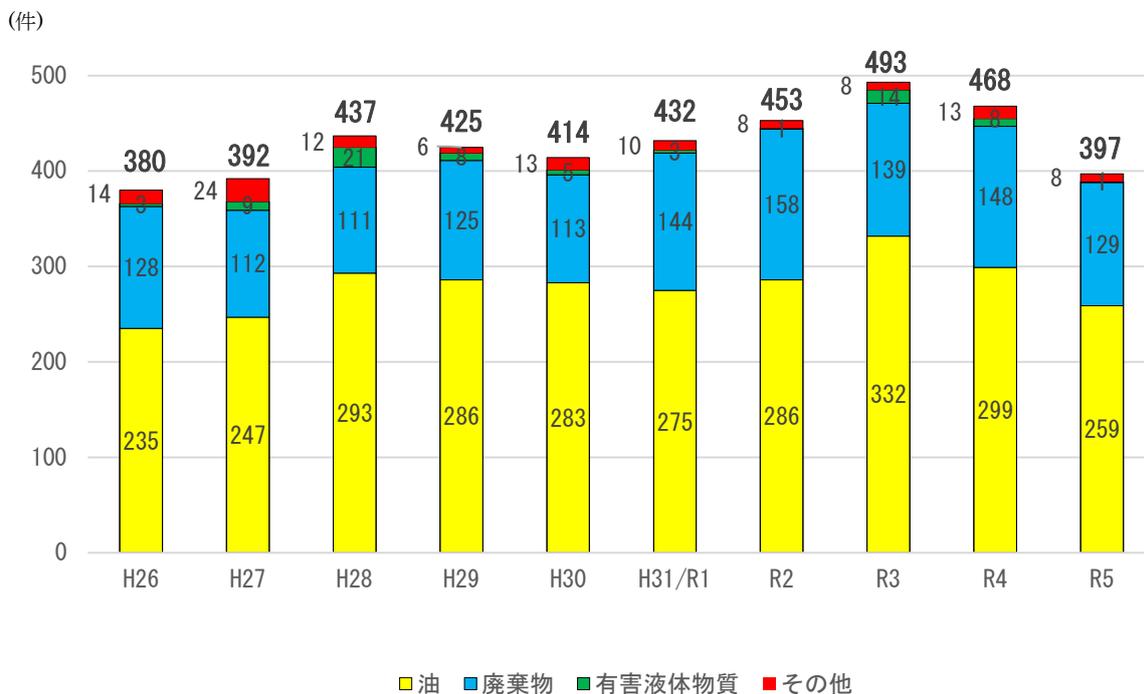
海洋汚染確認件数の海洋汚染物質別（油、廃棄物、有害液体物質及びその他の別）では、油による海洋汚染確認件数が259件（65%）で、前年の299件に比べ40件減少しています（今年を含む直近10年の平均件数280件）。

油の次に海洋汚染確認件数が多いのは、廃棄物によるもので、その件数は129件（32%）であり、前年の148件に比べ19件減少しています（今年を含む直近10年の平均件数131件）。

有害液体物質による海洋汚染確認件数は1件で、前年の8件に比べ7件減少しています（今年を含む直近10年の平均件数7件）。

※本資料の構成比は小数点以下第1位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 海洋汚染確認件数の推移



## 2 海域別海洋汚染確認件数（資料2 参照）

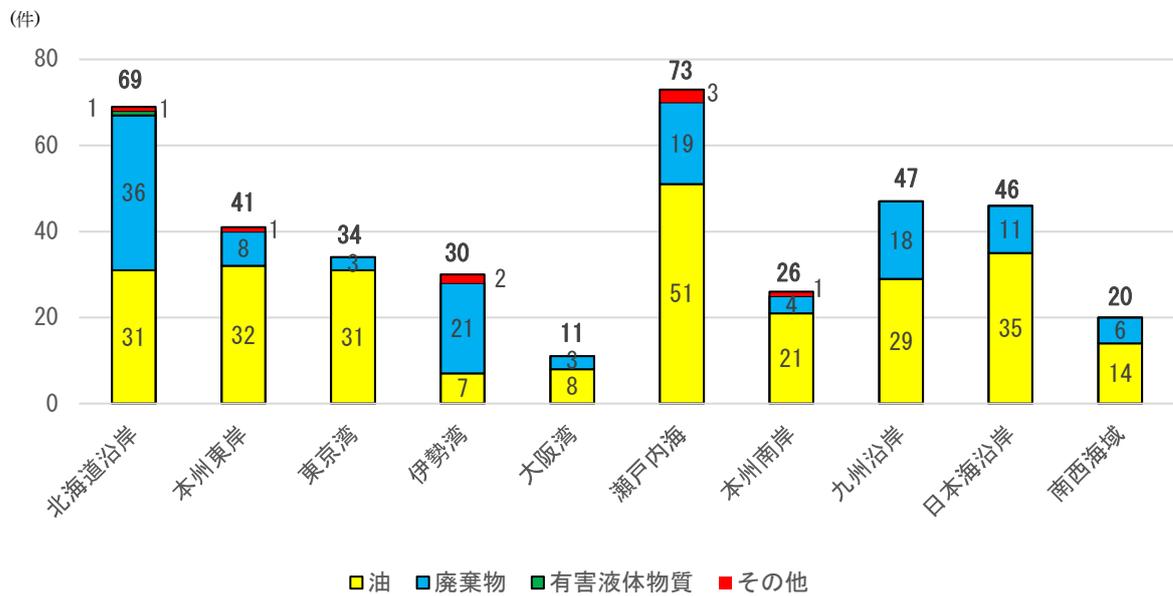
海域別では、瀬戸内海が73件（18%）と最も多く、次いで北海道沿岸が69件（17%）、九州沿岸47件（12%）の順となっています。

海洋汚染物質別では、油による海洋汚染確認件数は、合計259件でしたが、瀬戸内海が51件（20%）と最も多く、次いで日本海沿岸の35件（14%）、本州東岸沿岸の32件（12%）の順となっています。

廃棄物による海洋汚染確認件数は、合計で129件でしたが、北海道沿岸が36件（28%）と最も多く、次いで伊勢湾が21件（16%）、九州沿岸の18件（14%）の順となっています。

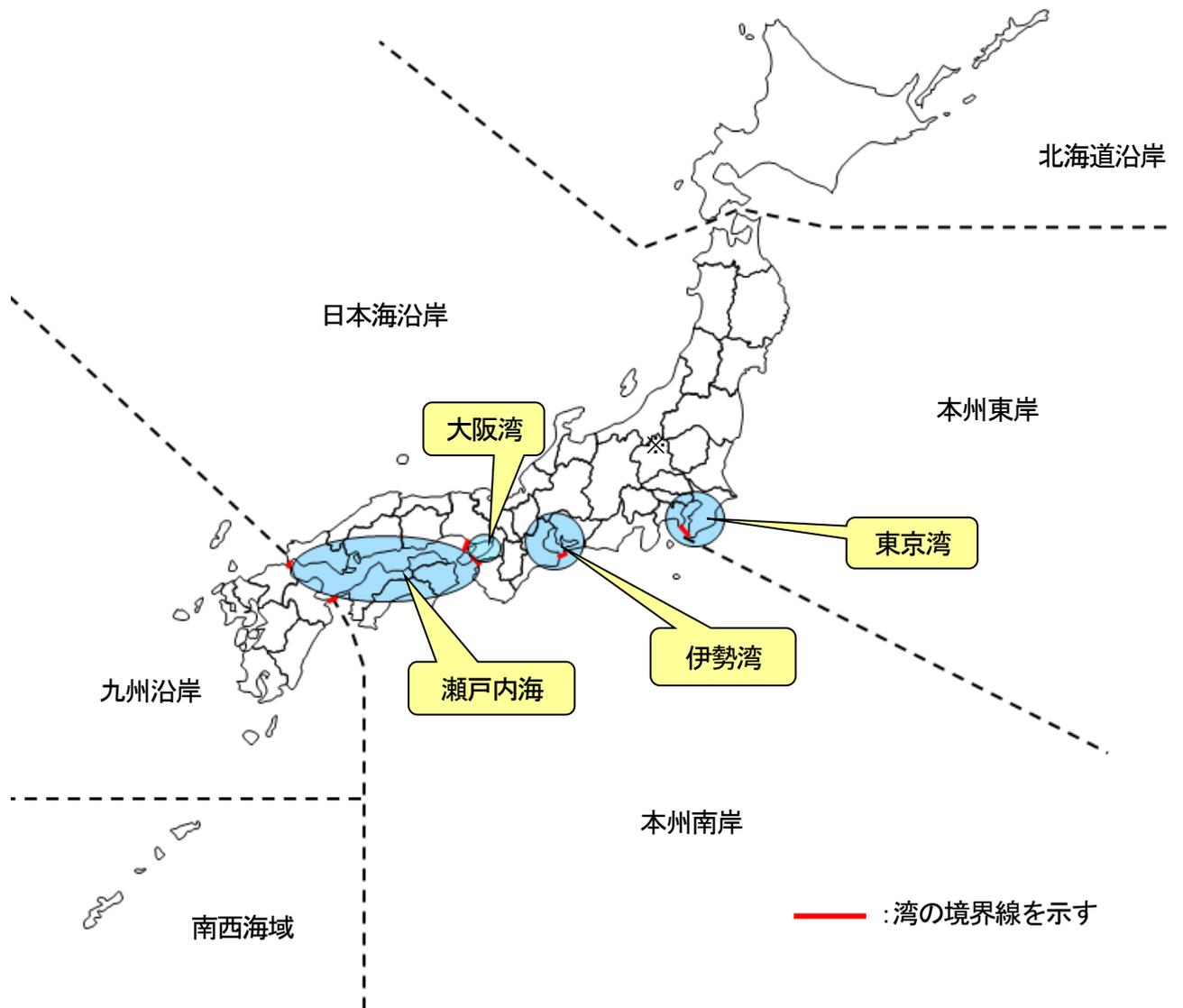
有害液体物質による海洋汚染確認件数は、北海道沿岸における1件でした。

### 海域別海洋汚染確認件数



※瀬戸内海は、大阪湾を除く。

# 海域区分図



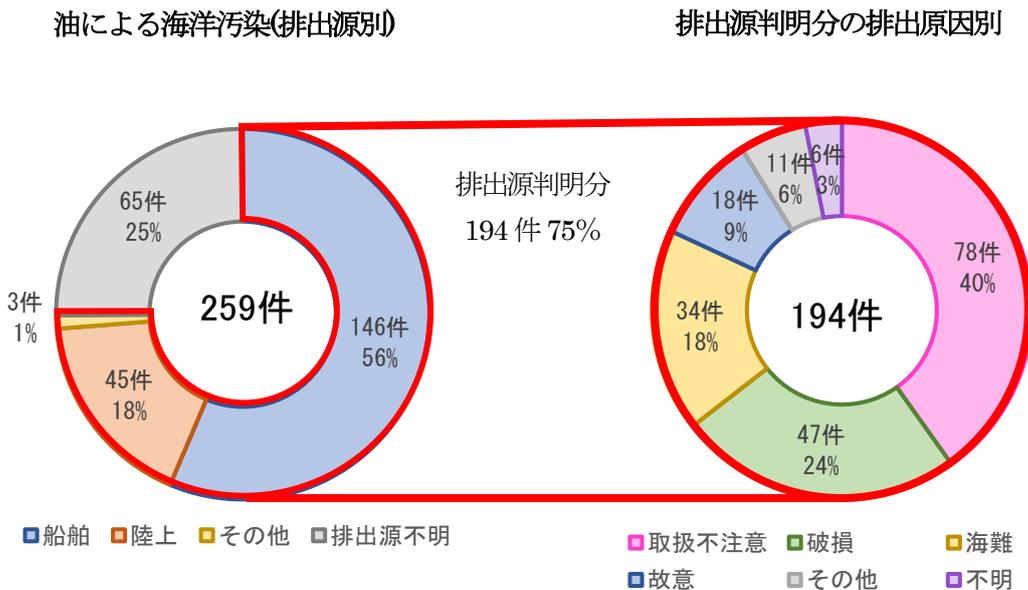
### 3 油による海洋汚染（資料3、4、5参照）

油による海洋汚染は、259件（前年299件）が確認されています。

排出源別では、船舶からの油排出が146件（前年198件）と最も多く、次いで排出源不明が65件（前年62件）、陸上からが45件（前年32件）、その他が3件（前年7件）の順となっています。

排出原因が判明しているものは、194件（前年237件）であり、排出原因別では、取扱不注意が78件（前年67件）と最も多く、次いで送油管やホース等の破損が47件（前年54件）、船舶海難が34件（前年55件）、故意が18件（前年23件）の順となっています。

また、排出原因の中で、18%を占めている船舶海難の内容は、浸水、転覆、乗揚げ、衝突、火災、沈没となっています。



油による海洋汚染

## (1) 船舶からの油排出による海洋汚染

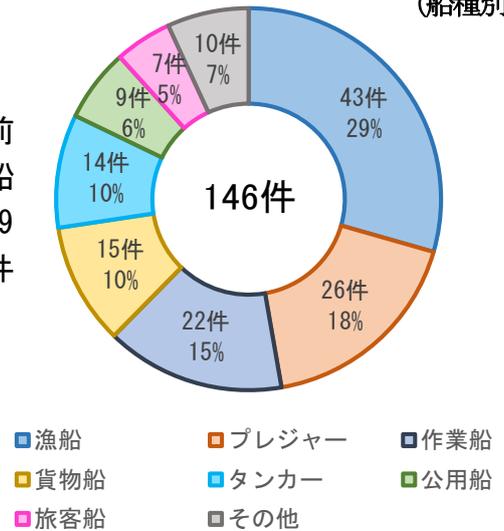
### ア 海洋汚染確認件数

船舶からの油排出による海洋汚染は、146 件（前年 198 件）が確認されています。

船舶の船種別では、漁船が 43 件（前年 73 件）と最も多く、次いでプレジャーボートが 26 件（前年 32 件）、作業船が 22 件（前年 21 件）、貨物船が 15 件（前年 25 件）、タンカーが 14 件（前年 19 件）、公用船が 9 件（前年 10 件）、旅客船が 7 件（前年 11 件）の順となっています。

船舶からの油排出による海洋汚染

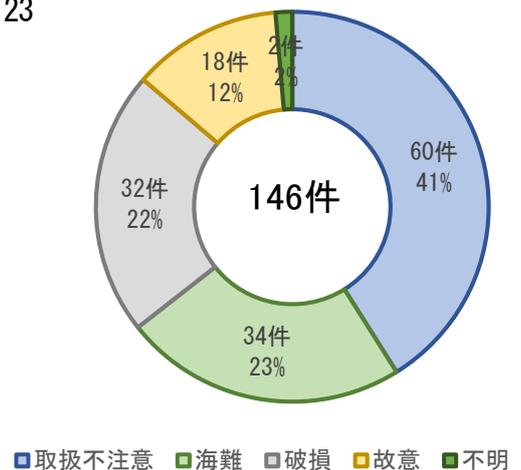
(船種別)



排出原因別では、取扱不注意が 60 件（前年 61 件）と最も多く、次いで船舶海難が 34 件（前年 55 件）、破損が 32 件（前年 37 件）、故意が 18 件（前年 23 件）の順となっています。

船舶からの油排出による海洋汚染

(排出原因別)



### イ 海洋汚染の特徴

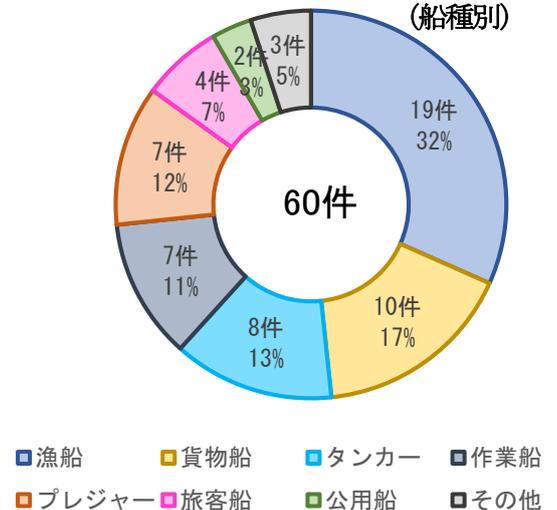
船舶からの油排出による海洋汚染のうち、41%が取扱不注意によるものとなっています。

#### (ア) 船種別

船種別では、漁船が 19 件（前年 21 件）と最も多く、次いで貨物船が 10 件（前年 15 件）、タンカーが 8 件（前年 14 件）、作業船が 7 件（前年 5 件）、プレジャーが 7 件（前年 1 件）の順となっています。

取扱不注意による油排出

(船種別)

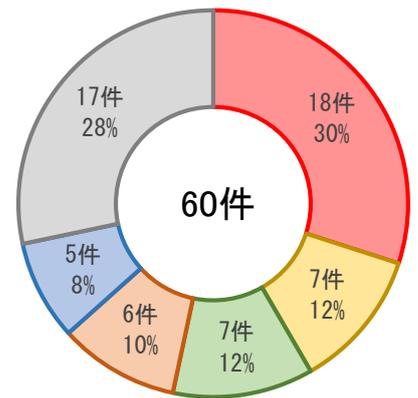


### (イ) 作業内容別

取扱不注意による油排出が起きた際の作業内容とその件数は、給油作業及び油の移送作業※を併せたものが25件（前年43件）、機関・設備整備作業が7件（前年2件）、ビルジ取扱作業が6件（前年5件）、貨物油荷役作業が5件（前年3件）となっています。

※「移送作業」とは、ポンプ等を使用し、船舶内で燃料油等をタンクからタンクへ移動させる作業のことです。

取扱不注意による油排出（作業別）

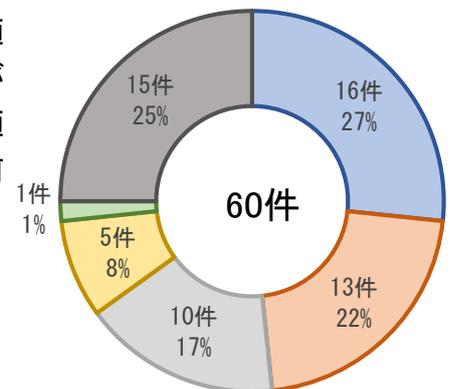


■ 給油作業 ■ 移送作業  
■ 機関・設備整備作業 ■ ビルジ取扱作業  
■ 貨物油荷役作業 ■ その他の作業

### (ウ) 原因別

取扱不注意により油排出に至った際の原因とその件数は、バルブ操作不適切が16件（前年16件）と最も多く、次いでポンプ操作不適切が13件（前年7件）、タンク計測不適切が10件（前年15件）、関連機器点検整備不適切が5件（前年6件）、連絡不十分が1件（前年4件）の順となっています。

取扱不注意による油排出（原因作業別）



■ バルブ操作不適切 ■ ポンプ操作不適切  
■ タンク計測不適切 ■ 関連機器点検整備不適切  
■ 連絡不十分 ■ その他

#### a バルブ操作不適切

不適切なバルブ操作に起因する油排出事案16件のうち、船種別では、貨物船が6件と最も多く、タンカーが5件、漁船と作業船がそれぞれ2件となっています。

また、不適切なバルブ操作のうち、燃料・潤滑油等の給油又は移送に伴うバルブ開閉についてのバルブ操作のミスが11件となっており、69%を占めています。

バルブ操作不適切による油流出事案全てが、作業開始前後に、関連するバルブの開閉状態の点検を的確に実施していれば防ぐことができる可能性が非常に高いものでした。

#### b ポンプ操作不適切

不適切なポンプ操作に起因する油流出事案13件は、燃料油の給油又は移送中、不用意に持ち場を離れ、ポンプの停止が遅れたものや、ポンプスイッチの誤操作によるものでした。

船種別では、漁船が6件、プレジャーボートが2件となっています。

やむを得ず持ち場を離れる場合、作業の一時中断やタイマーの使用等の油流出防止の未然防止策が必要です。

また、誤ってポンプの起動ボタンを押してしまうことを防止するためには、注意を呼び掛ける警告の表示やボタンにカバーを設置するなどの措置が有効です。

#### c タンク計測不適切

不適切なタンク計測に起因する油流出事案 10 件のうち、給油作業中のものが 5 件、貨物油荷役中のものが 3 件、油の移送中のものが 1 件となっています。

船種別では、旅客船と作業船が 3 件で最も多くなっています。

原因の多くは、給油・移送作業時にタンク容量を適切に把握せず、作業を継続させたものであり、作業開始前や作業中の計測により、油量を正確に把握すれば防ぐことができた可能性が非常に高いものでした。

#### d 関連機器点検整備不適切

不適切な関連機器点検整備に起因する油流出事案 5 件は、すべてが機関や設備の整備作業中に発生しています。

船種別では、漁船と公船がそれぞれ 2 件のほか、タンカーが 1 件となっています。

再発防止策としては、日頃の関連機器点検整備において、経年劣化による破損や固着による作動不良に対して注意を払い、適宜補修等を行うとともに整備作業を行う際にも海上へ油が排出されないように注意することが必要です。

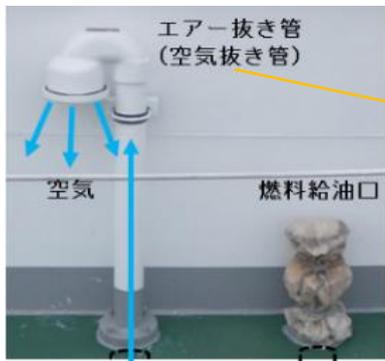
### ウ 油の海上への流出を防止する措置

油の海上への流出を防止する措置として、オーバーフロータンク（燃料漏油防止タンク）の設置、スカッパ（排水口）の閉鎖があります。

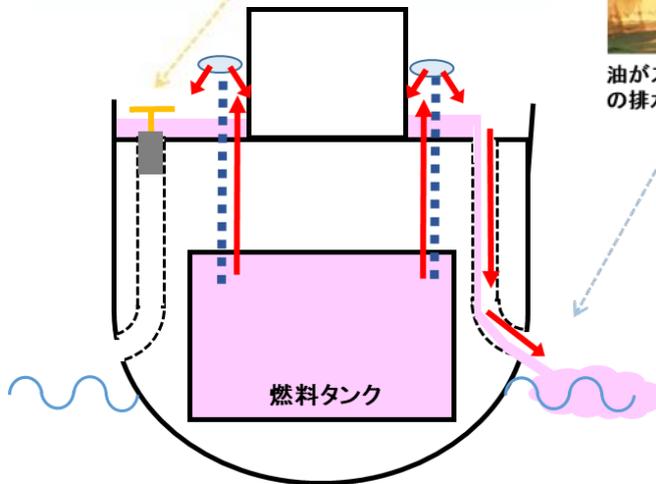
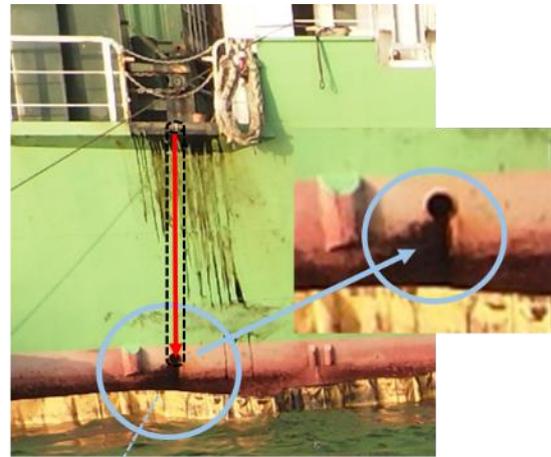
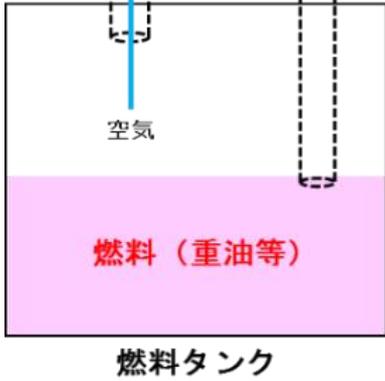
給油又は船内タンク間での油の移送を行う際は、燃料タンク等のエア抜き管（空気抜き管）にオーバーフロータンクを設置、あわせてスカッパの閉鎖を行うことで、エア抜き管から油があふれても、オーバーフロータンク内に一定量の貯油が可能であり、万が一、オーバーフロータンクから油が甲板上にあふれ出た場合も、スカッパの閉鎖により船外への流出を抑えることができます。

また、これら器具の使用にあたっては、オーバーフロータンクのナイロン製部品やスカッパ閉鎖器具のゴムについて劣化していないかなどの点検が重要です。

このほか、機器の整備作業等で甲板上に流出した油が、雨によりスカッパから流出した事案も発生しており、給油や移送の実施に関わらず甲板上に油が流出するおそれがある場合、スカッパの閉鎖、同器具の作動確認等を確実に行うことが、油流出防止において有効です。



エア-抜き管 (空気抜き管) にオーバーフロータンクを設置した状況



- スカッパー (排水口)
- スカッパー (排水口) 閉鎖器具
- エア-抜き管 (空気抜き管)
- 燃料油の流れ

## ～海洋汚染事例1（船舶からの油排出による海洋汚染）～

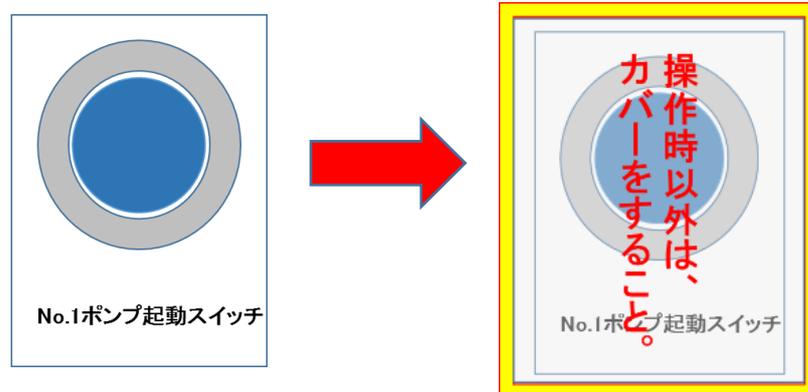
### 目視による確認を怠ったことによる燃料油移送作業中における油の排出

#### 1 排出に至る経緯

よそ見をしながらバッテリーのメインスイッチを入れた際、その付近に設置されていたビルジポンプの起動スイッチに、誤って手が触れてしまったためポンプが起動し、廃油交じりのビルジが海上に排出されたもの。

#### 2 防止策

作業時は指差し確認を励行するほか、ポンプの起動スイッチにカバーを取り付けるなどして誤操作を未然に防止する。



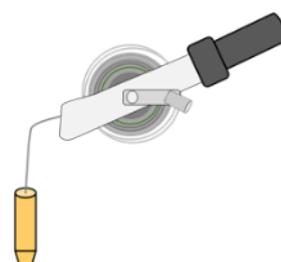
## ～海洋汚染事例2（船舶からの油排出による海洋汚染）～

### 測深による確認を怠ったことによる、燃料油移送作業中における油の排出

#### 1 排出に至る経緯

移送先のタンクの油量計を目視により確認し、停泊用発電機への燃料油の移送作業を開始したが、面倒臭さも手伝い、移送作業中に移送元・移送先タンクの測深は一切行わなかった。

その結果、油量計のゲージが予定数量の値を示す前に、移送先のタンクが一杯になり、エア抜き管から噴出した燃料油が、甲板にあるスカッパ（排水口）を通じて、海上に排出されたもの。



#### 2 防止策

油量計のゲージの多くは、正確な値を示すまでに、若干の時間が掛かる（タイムラグが発生する）ため、タンク内の油量が短時間で大きく変化する移送作業時は、リアルタイムに正しい油量を示すことは出来ない。

このため必ず測深を行い、タンク内の油量を正確に把握する。

～海洋汚染事例3（船舶からの油排出による海洋汚染）～  
不適切な保守管理によって船舶が沈没したことが原因となった油排出

1 排出に至る経緯

適切な保守管理がなされていなかった係留中の作業船の甲板に破孔や亀裂等が生じ、雨水が船内に流入し海底に沈没したため、搭載していた燃料油の全量が流出したものの。

2 防止策

係留船舶の保守管理に対する責任体制を明確にするほか、船主として適正な保守管理が徹底されているかを定期的に確認する。

また、不要となった船舶は、法令の定めるところにより適切に廃棄する。



(2) 陸上からの油排出による海洋汚染

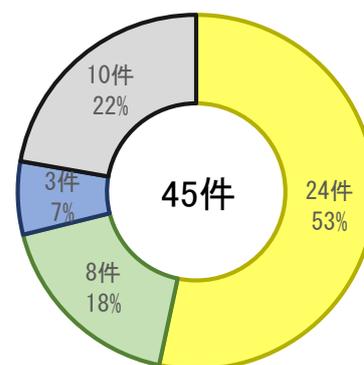
ア 海洋汚染確認件数

陸上からの油排出による海洋汚染は、45件（前年32件）が確認されています。排出原因は、取扱不注意が16件（前年6件）と最も多く、次いで破損が15件（前年17件）の順となっており、故意は0件でした。

イ 海洋汚染の特徴

陸上からの油排出による海洋汚染のうち、事業者による油排出が24件（前年21件）、次いで一般市民によるものが8件（前年4件）、漁業関係者によるものが3件（前年4件）の順となっています。

陸上からの油による海洋汚染  
（排出原因別）



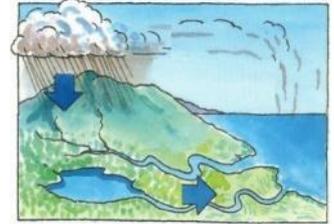
■事業者 ■市民 ■漁業関係者 ■その他

～海洋汚染事例4（陸上からの油排出による海洋汚染）～

1 排出に至る経緯

廃油を溜めていたドラム缶の底部が経年劣化により破損し廃油が漏れ出した。

その結果、漏れた廃油が道路の側溝を伝い、海上に排出されたもの。



2 防止策

定期的に施設の点検を行い漏油の未然防止に努める。

漏油が生じた際は、側溝への流入を防止する。

4 有害液体物質による海洋汚染（資料3、4参照）

有害液体物質による海洋汚染は、1件（前年8件）が確認されており、船舶用塗料の溶剤が陸上部で漏れ出したものが海上に至ったものでした。

5 廃棄物による海洋汚染（資料3参照）

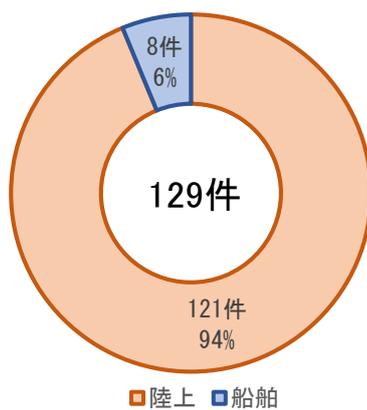
廃棄物による海洋汚染は、129件（前年148件）が確認されています。

排出源別では、陸上からの廃棄物排出が121件（前年120件）、船舶からの廃棄物排出が8件（前年26件）となっています。

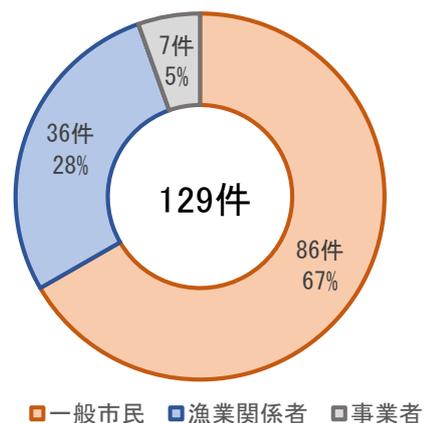
廃棄物による海洋汚染のうち、一般市民によるものは86件（前年88件）で最も多く、次いで漁業関係者によるものが36件（前年44件）、事業者によるものが7件（前年10件）となっています。

主に家庭ごみや漁業活動で発生した「残さ」等の不法投棄によるものとなっています。

廃棄物による海洋汚染(排出源別)



廃棄物による海洋汚染(排出原因者別)



## ～海洋汚染事例5（廃棄物による海洋汚染）～

### 1 漁業関係者が投棄した「解体船舶」による海洋汚染

漁業関係者が、不要になった船舶を解体し、解体により発生した船体片（約57キログラム）を海上に投棄したものの。

### 2 一般市民が投棄した「家具」による海洋汚染

一般市民が、家庭で使用し不要になったベッドマットレス等を投棄したものの。

（両事案とも廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙）



投棄された船体片



投棄された家具

### 3 防止策

関係法令や各市町村で定められた廃棄方法に従って廃棄する。

## ～海洋汚染事例6（廃棄物による海洋汚染）～

### 岸壁や海岸等の陸上から海域への不要物の廃棄

#### 1 排出に至る経緯

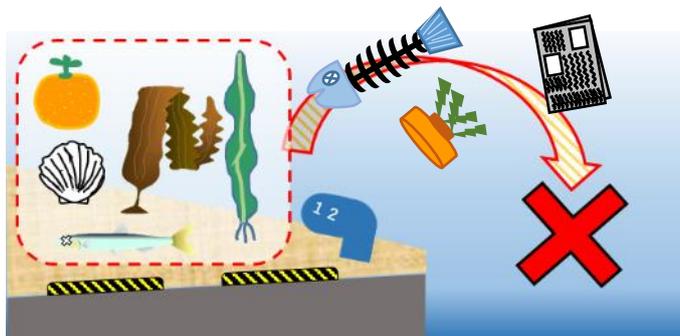
家庭や加工場等で発生した不要物を海域に投棄したものの。

＜不要物として廃棄された事例＞

- ① 家庭で不要となったもの（生ごみ、紙、灰・燃え殻、ティッシュ等）
- ② 加工場や船で不要となったもの（海藻の茎、魚貝類の皮・内臓・殻・死骸等）
- ③ 農作業で不要となったもの（野菜くず・果物の腐敗物等）
- ④ 粗大ゴミ（家具・家電等）

#### 2 防止策

関係法令や各市町村で定められた廃棄方法に従って廃棄する。

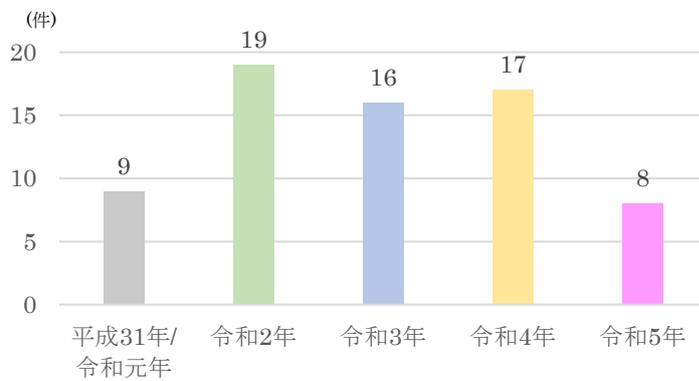


## 6 外国船舶による海洋汚染（資料6参照）

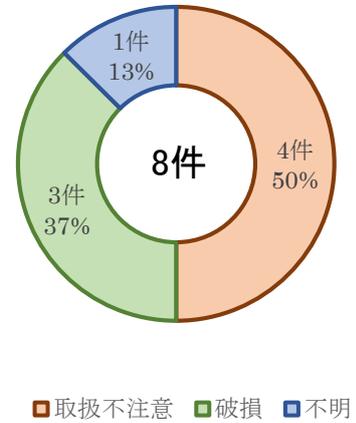
令和5年の海洋汚染確認件数397件のうち、外国船舶による海洋汚染は8件（前年17件）で、全て領海内で排出された油によるものでした。

原因別では、取扱不注意が4件（前年8件）、破損が3件（前年8件）、不明が1件となっています。

外国船舶による海洋汚染確認件数



外国船舶による海洋汚染確認件数（原因別）



## Ⅱ 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染は、大半が人為的要因により発生している現状であり、これを防止するためには、国民の皆様には海上環境関係法令の遵守や海洋環境保全への意識を高めていただくことが重要です。

このため、海上保安庁では、地方公共団体や海上保安協会等関係機関、ボランティアの方々と連携し、「未来に残そう青い海」をスローガンに全国各地で海洋環境保全を目的とした指導・啓発活動を実施し、身近なごみが海洋汚染に結び付く現状について理解の促進を図っています。

特に、毎年6月ごろを「海洋環境保全推進月間」として、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室等の啓発活動を重点的に実施しています。

また、近年、海洋プラスチックごみによる海洋汚染は地球規模の課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでも議題として取り上げられました。我が国では環境省を中心に官民連携した取組を推進しており、当庁においても、日本財団等が推進する「海と日本プロジェクト」<sup>1</sup>及び同プロジェクトを基盤とした取組である「CHANGE FOR THE BLUE」と連携し、「海ごみゼロウィーク」一斉清掃<sup>2</sup>への協力・参加等も行っています。

なお、令和5年における主な活動状況は、次のとおりです。

○海洋環境保全教室	300回（9,250人）
○漂着ごみ分類調査	228か所（45,322人、ごみ袋34,085袋）
○海洋環境保全講習会	101回（3,064人）
○訪船指導	1,556隻
○訪問指導	660か所



海ごみゼロウィークキックオフイベント

<sup>1</sup> 「海と日本プロジェクト」とは、海で進行している環境の悪化などの現状を、子供たちをはじめ全国の人たちが「自分ごと」としてとらえ、海を未来へ引き継ぐアクションの輪を広げていくため、公益財団法人日本財団、総合海洋政策本部、国土交通省の旗振りのもと、オールジャパンで推進するプロジェクトです。

<sup>2</sup> 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃とは、環境省及び公益財団法人日本財団が平成31年2月から推進している共同事業の1つであり、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後までの期間を「海ごみゼロウィーク」として、同期間中に海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動を行い、その取組結果を世界へ発信する取組です。

## 1 海洋環境保全教室

幼児及び小中学生を対象として参加者の年齢構成に合わせて環境紙芝居の上演、簡易水質測定<sup>3</sup>等、排出油回収実験等を織り交ぜる等創意工夫し、身近なごみが海洋汚染に結びつくことを体感できる内容となるよう努めています。



紙芝居の上演及びクイズ



簡易水質測定



排出油回収実験

## 2 漂着ごみ分類調査

全国の海岸で地域の皆様と連携して海浜清掃活動を行い、身近な廃棄物や海洋プラスチックごみが海洋汚染に結びついていることを体感していただくほか、ごみの不法投棄防止の呼びかけ等も行っています。



各地で展開している海浜清掃活動

## 3 海洋環境保全講習会

海事・漁業関係者やマリンレジャー関係者等を対象に、海洋汚染の現状、受講者が行う事業内容等に応じた油の排出防止及び廃棄物の適正処理並びに海上環境関係法令の遵守等について講習を行っています。



<sup>3</sup> 「簡易水質測定」とは、試薬が封入されたポリエチレンチューブ（簡易水質測定器）の中に水を吸い込み、指定時間後に標準色と比べることで水の汚れ等を測定するもので、小学生でも簡単に身近な海、川等の水の汚れを測定・観察することができます。

#### 4 訪船指導及び訪問指導

漁船や貨物船等の船舶、海事関係企業、マリンレジャー関係者等を個別に訪問して、油の排出防止や廃棄物等の適正処理等について指導を行っています。



訪船指導



事業所への訪問指導

#### 5 広告媒体等を活用した啓発活動

SNS やインターネットサイトへの投稿、新聞、地域広報誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて呼びかけを行い、水族館、スタジアム、ショッピングモール等の集客施設、空港、駅等の公共施設、多くの方々が訪れるイベント会場等において、電光掲示板、横断幕、ポスター、環境パネル等を活用して海洋環境保全思想の普及・啓発を行っています。



スタジアムの大型スクリーン  
を活用した啓発活動



ラジオ出演時に呼びかけ



高速道路PAのデジタルサイ  
ネージを活用した啓発活動



図画コンクール作品展示



ショッピングモールのデジ  
タルサイネージを活用した啓  
発活動



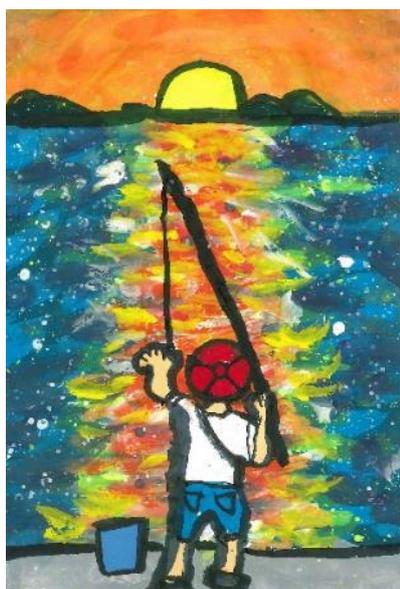
海洋環境パネル展

## ～未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール～

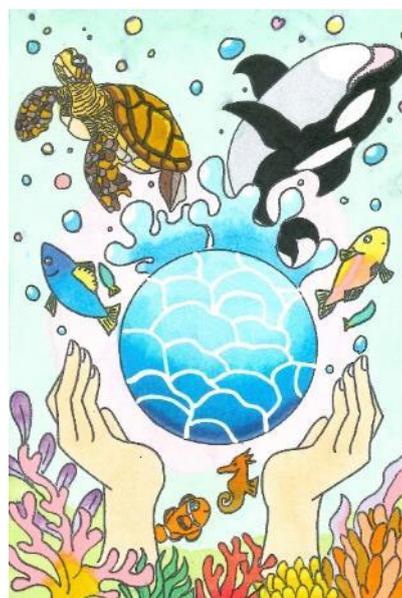
海上保安庁では、海洋環境保全思想の普及活動の一環として小中学生の子供たちを対象に公益財団法人海上保安協会との共催で「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催しています。

24回目となる令和5年度は全国の小中学生から16,700点の応募があり、平成12年度の第1回コンクールからこれまでに約63万点の子どもたちに応募していただきました。

応募された作品の中から、特別賞（国土交通大臣賞）、海上保安庁長官賞等の受賞作品を決定するとともに、全国で開催される海洋環境保全思想の普及に関するイベントや広報活動で、受賞作品をはじめ、応募された作品を活用しています。



特別賞（国土交通大臣賞）  
小学生低学年の部から選出



長官賞  
(小学生高学年の部)



長官賞  
(小学生低学年の部)



長官賞  
(中学生の部)

## まとめ

### 1 令和5年の海洋環境保全活動の重点項目

海上保安庁では、令和4年における海洋汚染の発生原因の傾向を踏まえ、令和5年の海洋環境保全推進活動の重点項目を次の項目として定め、指導・啓発活動を実施しました。

#### 【重点項目】

- (1) 取扱不注意を原因とした油の排出をはじめ、プラスチックごみを含む一般ごみや漁業活動で発生する「残さ」等の廃棄物排出による海洋汚染の防止に係る指導・啓発活動
- (2) 未来の海洋環境を担う若年層向けの海洋環境保全活動

#### 【実施内容】

- (1) 油及び有害液体物質による汚染について  
主に海事関係者及び漁業関係者及び船舶燃料給油業者に対し、海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導等を通じて、次に掲げる事項の指導を実施。
  - ① 油等の排出原因として最も多い「タンク計測」、「バルブ操作」等の作業中における取扱不注意による排出の防止
  - ② 船内で油等の漏出が生じた際に海上への流出を防止する措置（オーバーフロータンクの設置、スカッパの閉鎖等）の実施
- (2) 廃棄物による汚染について  
主に漁業関係者及び若年層を含む一般市民に対し、海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導、漂着ごみ分類調査等を通じて、次に掲げる事項の指導又は啓発を実施。
  - ① 廃棄物の不法投棄の防止
  - ② マイクロプラスチックの発生抑制

### 2 令和5年の海洋汚染の傾向

令和5年の海洋汚染確認件数は397件となり、昨年に引き続き減少傾向となり、今年を含む直近10年の平均のよりも低い水準となりました。

#### (1) 油による海洋汚染確認件数について

船舶及び陸上からの油の排出は、前年と比べて40件減少しました。

##### ア 船舶からの油排出による海洋汚染確認件数

主な排出原因は、取扱不注意によるものが60件、船舶海難によるものが34件、破損によるものが32件でした。

##### イ 陸上からの油排出による海洋汚染確認件数

主な排出原因は、取扱不注意によるものが16件、破損によるものが15件でした。

#### (2) 有害液体物質による海洋汚染確認件数について

有害液体物質による海洋汚染は船舶用塗料の溶剤が陸上部で漏れ出たものが海上に至ったもの1件のみであり、前年と比べて7件減少しました。

#### (3) 廃棄物による海洋汚染確認件数について

陸上からの排出によるものが121件、船舶からの排出によるものが8件であり、前年と比べて19件減少しており、ほとんどが不法投棄によるものでした。

排出原因者別の廃棄物の主な内容は、一般市民によるものが「家庭ごみ」、漁業関係者によるものが漁業活動で発生する「残さ」でした。

### 3 海上保安庁の今後の取組について

海上保安庁では、人為的要因による海洋汚染の根絶及び海洋環境保全の意識高揚につなげるため、次の活動を実施します。

#### (1) 油及び有害液体物質による海洋汚染への対応について

(主に海事・漁業関係者を対象)

- ・海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導の実施
- ・取扱不注意による排出原因の件数が多く生じている作業（バルブ操作、タンク計測等）に関する不注意やミスの防止に関する指導
- ・船舶燃料給油業者を通じた、燃料搭載中の油漏洩事故に関する注意喚起の実施

#### (2) 廃棄物による海洋汚染への対応について

(主に漁業関係者、若年層を含む一般市民)

- ・海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導及び海洋環境教室の実施
- ・不法投棄防止のための呼びかけ及び指導
- ・「海ごみゼロウィーク」一斉清掃への協力・参加など、日本財団等が推進する「海と日本プロジェクト」を基盤とした取組である「CHANGE FOR THE BLUE」との連携

資料 1 物質別海洋汚染確認件数（今年を含む直近 10 年分）

（単位：件）

		油	廃棄物	有害液体 物質	その他	合計	前年比
平成26年 (2014年)	件数	235	128	3	14	380	84%
	割合	62%	34%	1%	4%		
平成27年 (2015年)	件数	247	112	9	24	392	103%
	割合	63%	29%	2%	6%		
平成28年 (2016年)	件数	293	111	21	12	437	111%
	割合	67%	25%	5%	3%		
平成29年 (2017年)	件数	286	125	8	6	425	97%
	割合	67%	29%	2%	1%		
平成30年 (2018年)	件数	283	113	5	13	414	97%
	割合	68%	27%	1%	3%		
平成31年 /令和元 年 (2019年)	件数	275	144	3	10	432	104%
	割合	64%	33%	1%	2%		
令和2年 (2020年)	件数	286	158	1	8	453	105%
	割合	63%	35%	0%	2%		
令和3年 (2021年)	件数	332	139	14	8	493	109%
	割合	67%	28%	3%	2%		
令和4年 (2022年)	件数	299	148	8	13	468	95%
	割合	64%	32%	2%	3%		
令和5年 (2023年)	件数	259	129	1	8	397	85%
	割合	65%	32%	0%	2%		

（注） 「その他」とは、工場排水等である。

資料2 海域別海洋汚染確認件数(今年を含む直近5年分)

(単位: 件)

年	海 域 種 類	北 海 道	本 州	東 京	伊 勢	大 阪	(瀬 戸 内 海 大阪湾を除く)	本 州	九 州	日 本 海	南 西	合 計	
		沿 岸	東 岸	湾	湾	湾		南 岸	沿 岸	沿 岸	海 域		
平成31年 /令和元年	油	26	19	26	15	11	55	15	50	26	32	275	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	3
		廃棄物	17	38	0	28	1	22	1	12	24	1	144
		その他	0	1	0	1	2	1	0	2	2	1	10
		小計	17	39	0	30	3	24	1	15	26	2	157
計	43	58	26	45	14	79	16	65	52	34	432		
令和2年	油	14	31	12	17	10	77	17	57	29	22	286	
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		廃棄物	18	32	0	49	5	32	0	8	14	0	158
		その他	0	0	0	0	0	2	0	1	5	0	8
		小計	18	32	1	49	5	34	0	9	19	0	167
計	32	63	13	66	15	111	17	66	48	22	453		
令和3年	油	30	34	24	15	10	77	22	49	38	33	332	
	油以外	有害液体物質	0	1	2	0	1	5	5	0	0	0	14
		廃棄物	25	20	12	25	2	28	5	10	10	2	139
		その他	0	0	1	0	0	4	0	2	1	0	8
		小計	25	21	15	25	3	37	10	12	11	2	161
計	55	55	39	40	13	114	32	61	49	35	493		
令和4年	油	24	33	29	6	7	65	25	51	35	24	299	
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	0	6	0	1	0	0	8
		廃棄物	26	29	14	23	8	11	3	14	17	3	148
		その他	0	3	2	2	0	2	0	3	0	1	13
		小計	26	33	16	25	8	19	3	18	17	4	169
計	50	66	45	31	15	84	28	69	52	28	468		
令和5年	油	31	32	31	7	8	51	21	29	35	14	259	
	油以外	有害液体物質	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		廃棄物	36	8	3	21	3	19	4	18	11	6	129
		その他	1	1	0	2	0	3	1	0	0	0	8
		小計	38	9	3	23	3	22	5	18	11	6	138
計	69	41	34	30	11	73	26	47	46	20	397		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 排出源別海洋汚染確認件数（今年を含む直近5年分）

（単位：件）

年	排出源 種類	判 明														不 明	合 計	
		船							陸 上									
		貨物船	タンカー	漁船	旅客船	公用船	作業船	ボレジャー	その他	小計	事業者	漁業関係者	一般市民	その他	小計			その他
平成31年 /令和元年	油	20	21	66	4	6	16	26	19	178	11	1	2	14	8	200	75	275
	油以外																	
	有害液体物質	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
	廃棄物	0	0	19	0	0	0	0	0	19	9	32	84	125	0	144	0	144
	その他	2	0	1	0	0	0	0	1	4	3	0	1	4	2	10	0	10
	小計	2	3	20	0	0	0	0	1	26	12	32	85	129	2	157	0	157
	計	22	24	86	4	6	16	26	20	204	23	33	87	143	10	357	75	432
令和2年	油	22	15	57	3	7	16	32	15	167	21	4	24	49	9	225	61	286
	油以外																	
	有害液体物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	廃棄物	0	0	10	0	0	0	0	0	10	4	48	96	148	0	158	0	158
	その他	2	0	0	0	0	0	0	5	7	1	0	0	1	0	8	0	8
	小計	2	0	10	0	0	0	0	5	17	6	48	96	150	0	167	0	167
	計	24	15	67	3	7	16	32	20	184	27	52	120	199	9	392	61	453
令和3年	油	24	12	61	5	11	32	31	19	195	14	4	22	40	21	256	76	332
	油以外																	
	有害液体物質	0	6	0	0	0	0	0	0	6	8	0	0	8	0	14	0	14
	廃棄物	0	0	19	0	0	1	0	0	20	2	31	86	119	0	139	0	139
	その他	2	0	0	0	0	1	0	1	4	4	0	0	4	0	8	0	8
	小計	2	6	19	0	0	2	0	1	30	14	31	86	131	0	161	0	161
	計	26	18	80	5	11	34	31	20	225	28	35	108	171	21	417	76	493
令和4年	油	25	19	73	11	10	21	32	7	198	21	4	7	32	7	237	62	299
	油以外																	
	有害液体物質	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	7	0	8	0	8
	廃棄物	0	0	23	0	1	0	0	2	26	8	21	88	117	0	143	5	148
	その他	4	0	0	0	0	3	0	0	7	6	0	0	6	0	13	0	13
	小計	4	1	23	0	1	3	0	2	34	21	21	88	130	0	164	5	169
	計	29	20	96	11	11	24	32	9	232	42	25	95	162	7	401	67	468
令和5年	油	15	14	43	7	9	22	26	10	146	24	3	18	45	3	194	65	259
	油以外																	
	有害液体物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1
	廃棄物	2	0	3	0	0	1	2	0	8	4	33	84	121	0	129	0	129
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	1	7	0	8	0	8
	小計	3	0	3	0	0	1	2	0	9	8	35	86	129	0	138	0	138
	計	18	14	46	7	9	23	28	10	155	32	38	104	174	3	332	65	397

- (注) 1. 「油以外」の欄の「その他」とは、工場排水等である。  
 2. 排出源「船舶」の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。  
 3. 排出源「陸上」の欄の「その他」とは、原因者が不明なものを含む。  
 4. 排出源「判明」の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、海洋施設等である。

資料4 原因別海洋汚染(排出源不明のものを除く。)確認件数  
(今年を含む直近5年分)

(単位:件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損	船舶海難	その他	原因不明	合計
	種類								
平成31年/令和元年	油		23	84	21	51	14	7	200
	油以外	有害液体物質	1	1	1	0	0	0	3
		廃棄物	144	0	0	0	0	0	144
		その他	5	0	1	1	2	1	10
		小計	150	1	2	1	2	1	157
計		173	85	23	52	16	8	357	
令和2年	油		29	60	55	50	31	0	225
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	0	0	1
		廃棄物	157	1	0	0	0	0	158
		その他	8	0	0	0	0	0	8
		小計	165	1	1	0	0	0	167
計		194	61	56	50	31	0	392	
令和3年	油		16	93	48	44	44	11	256
	油以外	有害液体物質	5	3	5	0	1	0	14
		廃棄物	139	0	0	0	0	0	139
		その他	6	0	2	0	0	0	8
		小計	150	3	7	0	1	0	161
計		166	96	55	44	45	11	417	
令和4年	油		23	67	54	55	29	9	237
	油以外	有害液体物質	0	2	6	0	0	0	8
		廃棄物	146	0	0	0	0	0	146
		その他	9	1	2	0	1	0	13
		小計	155	3	8	0	1	0	167
計		178	70	62	55	30	9	404	
令和5年	油		18	78	47	34	11	6	194
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	1	1
		廃棄物	128	1	0	0	0	0	129
		その他	6	0	1	0	1	0	8
		小計	134	1	1	0	1	1	138
計		152	79	48	34	12	7	332	

- (注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。  
 2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。  
 3. 原因の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、海洋施設等である。

資料5-1 船舶からの油排出による海洋汚染  
排出原因及び船種別

(単位：件)

船種	排出原因						合計
	故意	取扱不注意	破損	船舶海難	その他		
貨物船	0	10	4	1	0	15	
タンカー	0	8	6	0	0	14	
漁船	10	19	3	11	0	43	
旅客船	1	4	1	1	0	7	
公用船	0	2	4	2	1	9	
作業船	1	7	8	6	0	22	
プレジャーボート	6	7	4	9	0	26	
その他	0	3	2	4	1	10	
計	18	60	32	34	2	146	

- (注) 1. 排出原因の欄の「その他」は、内容が不明なものを含む。  
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-2 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）  
作業内容及び船種別

(単位：件)

船種	作業内容							合計
	給油作業	移送作業	貨物油荷役作業	機関・設備整備作業	ビルジ取扱作業	その他の作業		
貨物船	6	1	0	1	1	1	10	
タンカー	2	1	3	1	0	1	8	
漁船	2	2	1	2	4	8	19	
旅客船	1	2	1	0	0	0	4	
公用船	0	0	0	2	0	0	2	
作業船	4	1	0	0	0	2	7	
プレジャーボート	2	0	0	0	1	4	7	
その他	1	0	0	1	0	1	3	
計	18	7	5	7	6	17	60	

- (注) 1. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、バラスト水注水作業等である。  
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-3 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）  
取扱不注意の原因及び船種別

（単位：件）

取扱不注意の原因 船種	バルブ 操作不適切	タンク 計測不適切	ポンプ 操作不適切	関連機器 点検整備 不適切	連絡不十分	その他	合計
貨物船	6	1	1	0	1	1	10
タンカー	5	1	1	1	0	0	8
漁船	2	1	6	2	0	8	19
旅客船	1	3	0	0	0	0	4
公用船	0	0	0	2	0	0	2
作業船	2	3	1	0	0	1	7
プレジャーボート	0	1	2	0	0	4	7
その他	0	0	2	0	0	1	3
計	16	10	13	5	1	15	60

- （注） 1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、船体動揺による転倒の不可抗力によるもの等である。  
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-4 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）  
取扱不注意の原因及び作業内容

（単位：件）

取扱不注意の原因 作業内容	バルブ 操作不適切	タンク 計測不適切	ポンプ 操作不適切	関連機器 点検整備 不適切	連絡不十分	その他	合計
給油作業	9	5	3	0	1	0	18
移送作業	2	1	4	0	0	0	7
貨物油荷役作業	2	3	0	0	0	0	5
機関・設備整備作業	1	0	0	5	0	1	7
ビルジ取扱作業	1	0	4	0	0	1	6
その他の作業	1	1	2	0	0	13	17
計	16	10	13	5	1	15	60

- （注） 1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、船体動揺による転倒の不可抗力によるもの等である。  
2. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、バラスト水注水作業等である。

資料6 外国船舶による海洋汚染（今年を含む直近5年分）

（単位：件）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
海洋汚染の発生確認件数	油による海洋汚染	日本の領海内	7	18	15	17	8
		日本の領海外	2	1	1	0	0
		小計	9	19	16	17	8
	油以外のものによる海洋汚染		0	0	0	0	0
	合計		9	19	16	17	8
	（船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合）		（7%）	（9%）	（10%）	（7%）	（5%）